



新潟県

# 教育月報

1月号

第861号  
令和4年1月4日発行  
編集人、発行人  
新潟県教育委員会

## <今月号の記事>

		対象校種
1 : 教育ニュースライン	----- P 1	全種
2 : 本県における児童生徒の問題行動・不登校等の 生徒指導上の諸課題について	----- P 2～6	全種
3 : 高等学校における遠隔教育の推進について	----- P 7～9	高校
4 : インフォメーション/新型コロナウイルス感染症に関するトピックス	----- P 10～12	全種

## 教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

### 令和3年度新潟県教育委員会表彰式を開催しました

県教育委員会では、本県の教育、学術及び文化に関し功績の著しい方等を毎年表彰しています。

今年度の被表彰者が選ばれ、27名が表彰されました。

#### <被表彰者>

- 教育関係職員で、多年教育に関する職務に従事し、その成績のすぐれた者（24名）
- 市町村の教育事務関係者で、多年その職務に従事し、その功績が著しい者（1名）
- 児童生徒の保健衛生及び体位の向上に務め、その功績が著しい者（2名）

URL :

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/1356905917955.html>



【表彰式の様子】



【表彰式の様子】

### 令和3年度児童生徒を対象とした教育委員会表彰（上期）の被表彰者が決定しました

県教育委員会では、他の模範となる行いをした児童生徒や、文化・芸術・科学技術、スポーツの分野で顕著な実績をあげた児童生徒を表彰しています。

このたび、令和3年度上期の被表彰者29名が決まりました。

#### <被表彰者>

- 文化、芸術、科学技術分野（1名）
- スポーツ分野（28名）

URL :

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/r3hyousyou-kami.html>

# 本県における児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題について

生徒指導課

## はじめに

文部科学省は10月に、令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表しました。

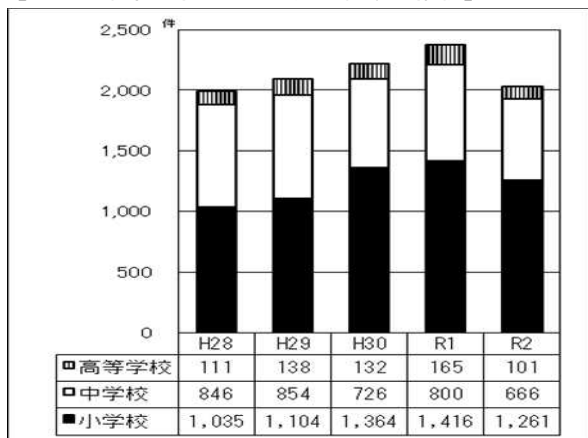
本号では、この調査結果を踏まえ、本県の生徒指導上の諸課題の現状、対応や未然防止に向けた取組について述べます。

## 令和2年度の暴力行為の現状と課題

令和2年度の本県の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は2,028件で、全ての校種で減少しました(図1)。その内訳は、小学校における暴力行為の発生件数が1,261件(R1:1,416件)となり、前年度比-155件。中学校は666件(R1:800件)となり、前年度比-134件。高等学校は、101件(R1:165件)となり、前年度比-64件。

また、児童生徒1,000人あたりの発生件数は、小学校で11.9件(全国:6.5件)、中学校で12.0件(全国:6.6件)、高等学校は1.8件(全国:1.2件)、本県全体で9.2件となり、全国の平均値の5.1件を大幅に上回っています。

【図1 本県の暴力行為の発生件数の推移】



暴力行為の発生件数は減少しましたが、暴力行為を形態別で見ると、小学校と中学校において生徒間暴力が最も多い(表1)ことから、コミュニケーション不足に伴いトラブル

を起こす児童生徒や、感情のコントロールがうまくできない児童生徒の増加が、その要因として考えられます。

【表1 本県の暴力行為の形態別発生件数】

	対教師	生徒間	対人	器物損壊
小学校	202	921	37	101
中学校	37	411	9	209
高校	7	46	1	47
合計	246	1,378	47	357

## 暴力行為の対応のポイント

暴力行為の発生の背景には、児童生徒を取り巻く環境、友人関係等が複雑に絡んでいます。加害児童生徒への指導は、行為に至った背景を教職員が十分に理解し、行った行為には毅然と対応しながらも、その背景に寄り添った丁寧な対応が必要です。

### 1 未然防止

児童生徒理解を進め、実態に応じた配慮が不可欠です。児童生徒同士が互いの良さに目を向け、意図的に称賛する場面を設定するなどして、自己有用感を涵養することが重要です。

### 2 適切な初期対応

複数の教職員により、正確な事実関係を把握し、行為が起きた背景にも配慮しながら被害・加害者に対応する必要があります。その上で、指導した内容について両方の保護者に丁寧に伝え、理解を得ることが重要です。

### 3 毅然とした対応

児童生徒の内面に迫る指導を行うとともに、被害者を守る視点を最優先としながら、場合によっては法的な視点を踏まえて毅然とした対応を判断することも必要です。

### 4 組織的な指導体制

管理職の指導の下、全教職員間で情報共有と、指導内容についての合意形成のもと、取組をすすめることが大切です。



## 令和2年度のいじめの現状と課題

### 1 いじめの認知状況

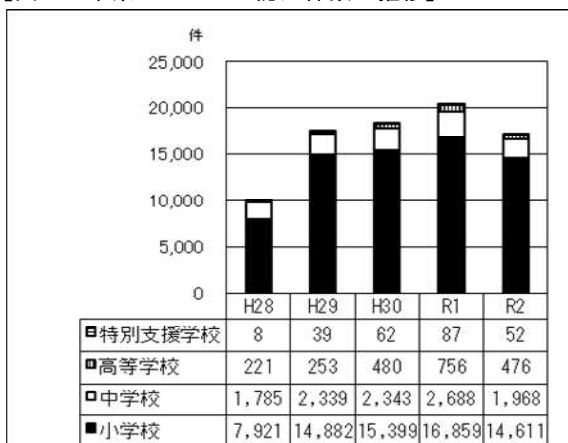
本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、小学校で14,611件

(R1:16,859件)、中学校で1,968件(R1:2,688件)、高校で476件(R1:756件)、特別支援学校で52件(R1:87件)と全校種で前年度より減少し、総計17,107件(R1:20,390件)となりました(図2)。

また、本県の小・中・高・特別支援学校の児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数は、77.1件(R1:90.2件)と、全国の平均値39.7件を大幅に上回っています。

本県の小・中・高・特別支援学校における1校あたりのいじめの認知件数も20.6件となっており、全国平均値14.1件を大きく上回っています。

【図2 本県のいじめの認知件数の推移】



いじめの認知件数減少の要因としては、4・5月の臨時休業措置により、学校で過ごす時間が短縮したこと、学校行事が中止または縮小されたことにより、行事等に関わる友人とのトラブル等が減少したためと考えられます。引き続き、いじめ対策総点検や生徒指導体制等の自己点検等により、積極的ないじめ認知と法令理解を進めてまいります。

### 2 いじめの解消の状況

本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの解消状況は、「解消しているもの」の割合が前年度より減少しました(表2)。

その要因としては、いじめの解消に係る法令理解が進み、安易に解消としない対応が浸

透していることが考えられます。いじめの認知後は、丁寧な初期対応に努め、いじめの長期化、複雑化を防ぎ、解消に努めることが大切です。

【表2 本県のいじめの解消状況】

		解消しているもの	解消に向けて取組中		その他
			3か月以上経過	3か月未満	
R	件数	15,183	411	1,490	23
2	割合	88.8%	2.4%	8.7%	0.1%
R	件数	19,513	855		22
1	割合	95.7%	4.2%		0.1%

\*「その他」は、いじめの問題による就学校の指定変更、転学や退学など

### 3 発見のきっかけ

いじめの発見のきっかけは「アンケート調査」によるものが多い(表3)ことから、記名や持ち帰りの有無等、それぞれの利点を考慮して、アンケートを実施することが大切です。

また、どの校種においても被害者本人やその保護者からの情報が多く、被害者以外の児童生徒からの情報が少ないことから、いじめを見逃さない風土の醸成を図り、いじめの観衆や傍観者を、被害者の支援者に変えることが大切です。

【表3 本県のいじめの発見のきっかけ】

	R2	R1
アンケート調査	57.4%	55.2%
本人からの訴え	17.0%	18.9%
本人の保護者からの訴え	11.2%	10.3%
学級担任が発見	6.0%	6.9%
他の児童生徒からの情報	4.2%	4.3%
担任以外の教師が発見	2.4%	2.6%

## いじめ問題への対応のポイント

「学校いじめ防止基本方針」を、実態に応じて更新し、教職員や児童生徒にその内容を周知するとともに、保護者や地域に対して積極的に公開し、いじめ防止の意識を啓発することが大切です。

### 1 いじめの正確な認知

いじめの定義の正しい理解は、いじめの正確な認知につながります。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義

この定義では、いじめ行為の継続性や反復性、被害の軽重、当事者の力関係は関係なく、いじめ行為の解釈が広くなりました。大切なことは、児童生徒の被害性に着目し、いじめの定義を広く捉え、積極的に認知をすることで、いじめの長期化、複雑化を防ぐことです。

## 2 いじめのサインを見逃さない

日頃から、教職員一人一人がいじめのサインを察知する「感性」を磨き、行為の背景にいじめがあるのではないかと受け止める「想像力」を鍛えるとともに、教職員が人権感覚を身に付けなければなりません。

## 3 抱え込みの防止と組織的対応

組織的な対応が求められる背景に、教職員の抱え込みにより重大事態に至った事案の増加があります。具体例として、「自分のクラスでいじめが起きたと言いつらい」「周りに迷惑をかけられない」等、責任感が強い教員ほど同僚や管理職に報告できないケースがあります。日頃から管理職のリーダーシップのもと、教職員集団が「あれ？おかしいな」と感じたことを相談し合える雰囲気をつくるとともに、いじめの疑いを発見した際には、個で対応し始めるのではなく、直ちに管理職まで報告し、組織で対応するようお願いします。

## 4 いじめ解消に向けた継続的な取組の推進

いじめが解消されたと判断するためには、次の2つの要件が満たされることが必要です。

### 【いじめの解消の要件】

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも

も3か月を目安とする。

#### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及び保護者に面談等で確認する。

上記の要件が満たされる場合であっても、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、継続的な見守りが重要です。

## 5 いじめの「重大事態」への対応

令和2年度における本県のいじめの重大事態発生件数は9件でした。1,000人あたりの発生件数は全国と同じ0.04件でした。これまで以上にいじめ防止対策の強化を図り、早期発見、早期対応を行うことで重大事態の発生防止に取り組むことが必要です。

### (1) いじめの「重大事態」とは

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※いじめ防止対策推進法 第28条 重大事態への対処

- 例えば、○ 児童生徒が自殺を企図した場合  
○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合  
○ 精神性の疾患を発症した場合 など

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※いじめ防止対策推進法 第28条 重大事態への対処

- ・「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要があります。

### (2) いじめの重大事態における学校の対応

- 重大事態の疑いが生じた段階で調査を開始しなければならない。  
○被害児童生徒や保護者から申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態が発生した場合の対応の流れは、以下のとおりです。

- ①学校は、速やかに学校の設置者（所管の教育委員会）を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。

\* 重大事態の有無にかかわらず、学校は設置者にいじめの発生を報告しなければなりません。

- ② 重大事態の調査主体は、学校となる場合と学校の設置者となる場合がある。学校の設置者となる場合は、外部の第三者を構成員とした組織となる。
- ③ 調査結果は、教育委員会の指導のもと、個人情報保護条例を踏まえて、保護者に情報提供していく。

\* 調査に関しては、開始する前に被害生徒と保護者に対して丁寧に説明を行うことが大切です。

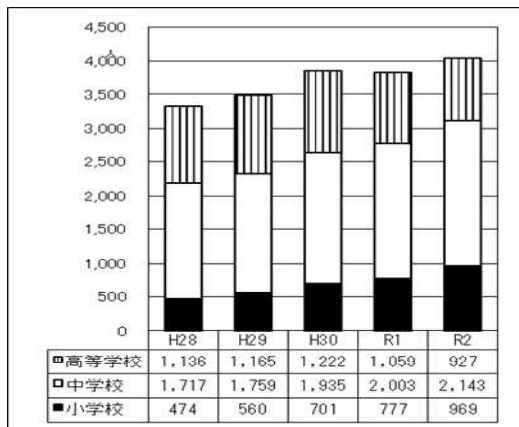
### 令和2年度の不登校の現状と課題

本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、在籍児童生徒数が減少している中、特に小・中学校での増加が顕著です。

#### 1 不登校児童生徒数

本県の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は、小学校969人(R1:777人)、中学校2,143人(R1:2,003人)、高等学校927人(R1:1,059人)です(図3)。

【図3 本県の不登校児童生徒数の推移】



また、本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小・中学校で令和元年度よりも増加しており(表4)、全国平均には至っていないものの、全国と同様に増加傾向にあります。

【表4 本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数】

	R 2	R 1
小学校	9.1	7.2
中学校	38.5	35.5
高等学校	17.0	18.7

本県の小・中学校の不登校児童生徒のうち、90日以上欠席者数は、令和元年度と比べて小・中学校で増加しています(表5)。

【表5 本県の90日以上欠席の不登校児童生徒数】

	R 2	R 1
小学校	363	262
中学校	1,147	1,121

#### 2 不登校の要因

全国と同様に、主たる要因として「無気力、不安」が多く、続いて「いじめを除く友人関係」「親子の関わり方」「学業不振」が多くなっています。このことから、友人関係や学業不振、家庭環境等により無気力や不安傾向が高まり、不登校につながったと考えられます。

#### 3 専門的人材、機関との連携

学校内外の機関等で相談・指導を受けた人数は、全国に比べて「学校外の機関」割合が高く、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用等により、適応指導教室や民間のフリースクール、医療機関などと連携していることが伺えます。

一方、スクールカウンセラー(SC)など学校内の専門的人材の活用については、全国平均より低く、SC等の有効活用が今後の課題と言えます。

特に小・中学校において、「学校内外のどこにも相談・指導を受けていない」児童生徒が全国平均より多い状況にあり、専門的人材、各種機関との連携を図る必要があります。

#### 不登校への対応のポイント

各学校の取組により、不登校状態にある児童生徒が一定数学校復帰を果たしていますが、それを超える新規の不登校が発生していることが、近年の不登校児童生徒数の増加の要因となっており、「新たな不登校を生まない学校づくり」が求められています。

##### 1 未然防止

特定の児童生徒を想定せずに、全ての児童生徒を対象に、学校を休みたいと思わせない「魅力ある学校づくり」を進め、授業や行事等を工夫することが大切です。

## 2 初期対応

前年度に欠席傾向の見られた児童生徒が休み始めた場合は、不登校の予兆ととらえて対応しましょう。それ以外の生徒が突然連続して欠席する場合には、いじめや児童虐待等の可能性もあり、その背景を総合的に判断して組織的に初期対応を行うことが必要です。また、県教育委員会が推奨する以下の取組の徹底もお願いします。

**「子どもとともに1・2・3運動」**  
欠席1日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く。  
2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。  
3日目：家庭訪問。

進学時において、前年度の欠席状況だけでなく、小学校6年間、中学校3年間の不適応の状況について、前籍校から情報を得ることが重要です。学校在籍時の不適応の状況をファイリングして情報を積み重ねておくことが必要です。

## 3 不登校児童生徒の支援について

令和元年10月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方」では、不登校児童生徒の支援に対する基本的な考え方として以下のように述べています。

**「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。**

また、この通知の中で、学校等の取組の充実について、以下の点に言及しています。

**<効果的な支援の充実>**  
・SCやSSWとの連携協力  
・不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫 など  
**<多様な教育機会の確保>**  
・児童生徒の状況に応じた適応指導教室、フリースクールなど多様な教育機会の確保  
・ICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の扱い など

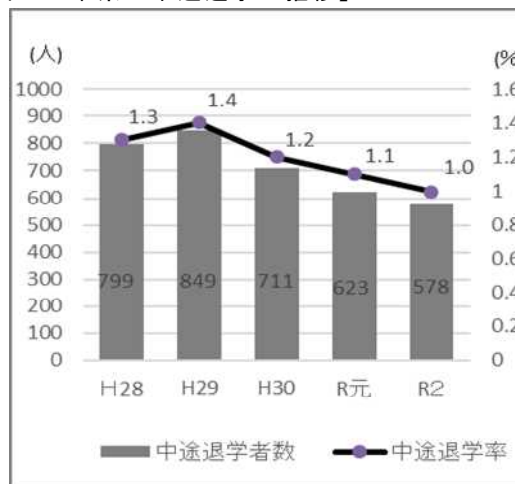
不登校児童生徒に対して、新たな視点をもって対応するためにも、この通知の内容を改

めて全職員に周知し、不登校児童生徒に対する学校の支援体制を見直す必要があります。

### 令和2年度の中途退学の現状と課題

本県の高等学校における中途退学者数は578人で、令和元年度に比べ45人減少しました。中途退学の割合は、全国が1.1%に対し、新潟県は1.0%と下回っています(図5)。

【図5 本県の中途退学の推移】



本県では、1年生での中途退学者の割合が高く、その要因としては「別の高校への入学を希望」「学校生活・学業不適応」の割合が高くなっています。

入学前のオリエンテーションも含め、高校生活に適應できるよう「マイスクールライフサポートブック」の活用等を図るとともに、相談体制を充実させる必要があります。

中学校は、進路指導を含めたキャリア教育の充実を図るとともに、高校入学時に、学習面、生徒指導面、家庭環境など多様な視点からの個別の情報提供が大切です。

### おわりに

新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活環境が大きく変化し、様々な課題が深刻化していることが懸念されます。

今後も、児童生徒のSOSを早期に受け止めるとともに、学校が組織的対応を行い、相談機関や外部機関等を有効に活用する等、丁寧に対応することが重要となります。



## 高等学校における遠隔教育の推進について

高等学校教育課

### はじめに

#### 1 遠隔教育とは

遠隔教育とは、遠隔教育システムを活用した同時双方向型で行う教育のことで、次の12パターンに類型化できます。

合同授業型	①遠隔交流学习 ②遠隔合同授業
教師支援型	③ALTとつないだ遠隔学習 ④専門家とつないだ遠隔学習 ⑤免許外教科担任を支援する遠隔授業
⑥教科・科目充実型の遠隔授業	
その他	⑦日本語指導が必要な児童生徒を支援する遠隔教育 ⑧児童生徒の個々の理解状況に応じて支援する遠隔教育 ⑨不登校の児童生徒を支援する遠隔教育 ⑩病気療養中の児童生徒を支援する遠隔教育 ⑪家庭学習を支援するオンライン教育 ⑫遠隔教員研修

\*「遠隔教育システム活用ガイドブック第3版」（文部科学省）を参考に作成

平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業（教科・科目充実型）が正規の授業として制度化され、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとなりました。

これにより、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の

開設等、生徒の多様な科目選択が可能となり、生徒の学習機会の充実を図ることができるようになりました。

なお、遠隔授業（教科・科目充実型）を行う際には、次の留意事項があります。

生徒数	同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等の教員の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	原則として教員を配置すべきであること。
学習評価	単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。 ・遠隔教育による修得単位数は36単位を上限とすること。

#### 2 「新潟の未来をSaGaSuプロジェクト」

文部科学省は、令和3年度から令和5年度の3年間、離島・中山間地域の高等学校等における教育環境の充実等を目的とした「COREハイスクールネットワーク構想」事業を実施することとしており、本県教育委員会の「新潟の未来をSaGaSuプロジェクト」が採択されました。

このプロジェクトは、Sado（佐渡）とAga（阿賀）とSuikou（新潟翠江）における計7校のネットワーク校の取組により、新潟の高校教育の未来を拓く構想であり、次の内容を実施します。

①遠隔授業を実施し、生徒のニーズに応じた

多様な教科・科目の開設を行い、離島・中山間地域の教育環境の充実を図る。

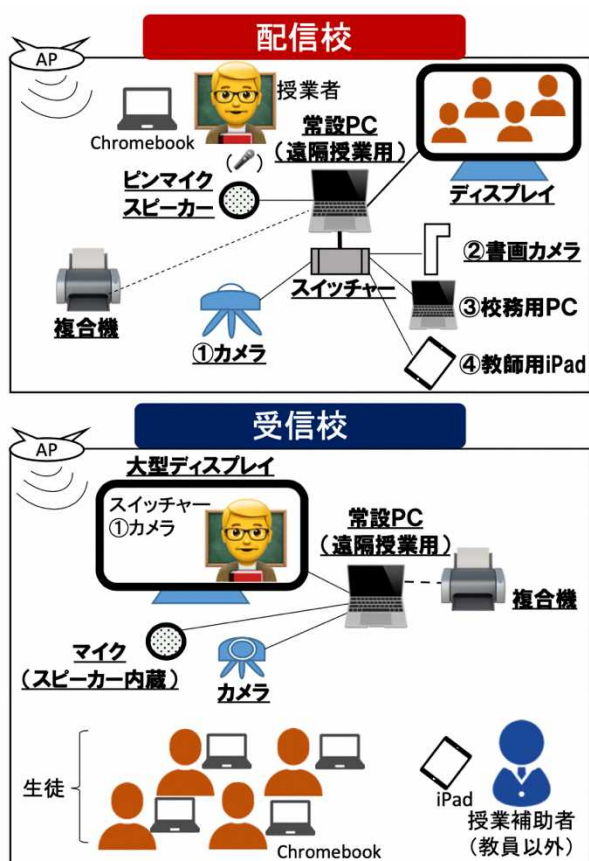
②佐渡市、阿賀町両自治体が推進するキャリア教育を基盤として、地域と一体となって有為な地域人材を育成する。

このうち、11月から始まった遠隔授業やその関連の取組について紹介します。

### 本県の遠隔教育の取組と成果

#### 1 遠隔授業の環境整備

本県では、遠隔CIO（最高情報責任者）として採用した新潟大学教職大学院の大橋英喜特任教授や、5名の学識経験者で構成された指導委員会の指導、助言を踏まえ、ネットワーク校7校に、遠隔授業の実施に必要な機器を設置して、次の図のような遠隔授業の環境を整備しました。



【本県の遠隔授業システム】

その主な特徴は、次の2点です。

(1) パソコン同士をGoogle Meetで接続  
配信側と受信側は、ビデオ会議ツールであ

るGoogle Meetを利用し、ディスプレイを介して対面する。また、配信側は、デジタルスイッチャーに接続された各種機器（書画カメラ等）の映像を、受信側の大型ディスプレイに効果的に投影することができる。

#### (2) 1人1台端末環境の活用

配信側と受信側に1人1台のタブレット端末を用意し（\*）、Google Classroomで接続することで、配信側タブレットとの画面共有や、課題の送受信、Googleのアプリを活用した協働的な学びや個別最適な学びが可能となります。

\*…令和3年度は、Googleから貸与されたノート型パソコン（Chromebook）を活用

なお、基本的に配信側は授業者のみ、受信側は生徒に加え授業補助者が必要となりますが、受信側の授業補助者については、文部科学省事業の特例として、教員以外の学校職員が担当できることとなっています。本県では、遠隔授業の今後のあり方を踏まえ、この特例を踏まえた調査研究も進める予定です。

#### 2 遠隔授業の試行

今年度は、11月から、下記の学校で遠隔授業を試行的に実施しています。

配信校	受信校	配信科目
新潟翠江高校	阿賀黎明高校	化学基礎
佐渡高校	羽茂高校	化学基礎
佐渡総合高校	羽茂高校	ソーシャルデザイン(*)

\* 学校設定科目



【新潟翠江高校からの配信の様子】



【阿賀黎明高校での受信の様子】

これまでの試行授業から出た様々な課題に対して、その解消に向けた取組や授業改善の必要が生じています。

- 大型ディスプレイ中心の授業では、席の場所によって見えにくい場合がある。また、タブレット端末の操作の習熟度が課題となっている。

⇒ タブレット端末の活用を常態化させて操作の習熟度を高めるとともに、効果的な活用について授業実践を積み重ねていく必要がある。

- 配信する授業が講義形式のままでは、「主体的・対話的で深い学び」の場とまらない。

⇒ クラウドを活用した事前学習・事後学習を踏まえて、授業の再構築（学習者中心の授業）が必要である。

- 遠隔授業を円滑に進める上では、受信教室のサポート体制が重要である。

⇒ 受信側の授業補助者の協力を得ながら、適切な学習評価（観点別評価）ができる体制を研究する必要がある。

### 3 オンライン補習の配信

遠隔授業の試行開始とともに、ネットワーク校の2年生（佐渡中等教育学校は5年生）のうち、大学進学希望の生徒を対象としたオンライン補習を実施しています。

配信	ネットワーク校教員
内容	○模試の復習解説 ○大学入試を見据えた問題解説及び質疑応答

方法	【動画受講生徒に対して】
	①解説動画のYouTube配信 ②上記①に関連した添削課題の配信（希望者）
	【ライブ受講生徒に対して】
	③上記①・②を踏まえて、双方向型フォローアップ

### おわりに

令和3年度を取組を踏まえ、新潟翠江高校を中心に、ネットワーク校の一部科目に対して、通年で授業を配信し、遠隔授業による単位認定を実施する予定です。

理科、地理歴史・公民、芸術科目については専門教員による遠隔授業を、国語、数学、英語については習熟度別に対応した遠隔授業を実施するほか、新潟の魅力や最先端技術を踏まえた遠隔授業の可能性についても研究を重ねてまいります。

また、大学進学希望者向けに限らず、生徒の多様なニーズに応じたオンライン補習のあり方についても設計していく予定です。

今後、遠隔教育の推進を含めた「新潟の未来をSaGaSuプロジェクト」の取組によって、教育DXの加速を中心に、本県高等学校教育の様々な可能性の拡大に努めてまいります。



【新潟の未来をSaGaSuプロジェクトと  
本県高等学校教育の今後の可能性】

## インフォメーション

### ● 県立近代美術館（長岡市）

#### 美術鑑賞講座

##### 「羽下修三(大化)とその時代」

今年度生誕130年を迎えた彫刻家・羽下 修三 はがしゅうぞう (大化) (1891-1975) の特集展示に関連して、羽下の作品や活躍した時代について紹介します。

日時：1月22日(土)14:00-15:30

講師：伊澤朋美(当館主任学芸員)

※要事前申込(電話又はメール)/先着80名/聴講無料

#### コレクション展第4期

[展示室1] 近代美術館の名品

小特集：生誕130年羽下修三

[展示室2・3] 1920年代の美術



エルンスト・バルラッハ《神の変容 第1日》1920年

[前期展示]

- 会 期 開催中～3月21日(月・祝)  
[前期：～2月6日(日)、後期：2月8日(火)～]
- 会 場 コレクション展示室
- 休 館 日 月曜日(月曜日が祝日の場合は開館し、翌平日に休館)、1月1日～3日
- 開館時間 午前9時～午後5時  
(観覧券の販売は午後4時30分まで)
- 観 覧 料 一般430円 (340円)  
高校・大学生200円 (160円)  
中学生以下無料

### ● 県立万代島美術館（新潟市）

#### 企画展「サンリオ展

##### ～ ニッポンのカワイイ文化60年史 ～



© 2021 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. SP620156

ハローキティやマイメロディなど、これまでに450以上ものキャラクターを生み出してきたサンリオ。60年を超えるその歴史は今や世界の共通語ともいえる「カワイイ」文化の歴史そのものといっても過言ではありません。グッズや出版物、貴重な資料によって創業からの歩みをたどるとともに、時代を超えて愛され続ける数々のキャラクターにこめられた「サンリオの想い」をお届けする展覧会です。

- 会 期 1月20日(木)～4月10日(日)
- 休 館 日 1月24日(月)、1月31日(月)、2月7日(月)、2月14日(月)、2月28日(月)、3月7日(月)、3月14日(月)
- 開館時間 午前10時～午後6時  
(観覧券の販売は午後5時30分まで)
- 観 覧 料 一般1,600円(1,400円)  
高校・大学生1,300円(1,100円)  
中学生以下無料

※1月19日(水)まで、展示替えのため休館します。

※( )内は有料20名以上の団体料金です。

※障害者手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。

#### 【お知らせ】

- ・マスクの着用にご協力をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容に変更が生じる場合もございます。最新の情報は美術館ウェブサイト等で御確認ください。

県立近代美術館  
住所 長岡市千秋3丁目278-14  
TEL 0258-28-4111  
URL <https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/>

県立万代島美術館  
住所 新潟市中央区万代島5-1 朱鷺メッセ内  
万代島ビル5階  
TEL 025-290-6655  
URL <https://banbi.pref.niigata.lg.jp/>



●県埋蔵文化財センター  
**冬季企画展「発掘！新潟の遺跡 2021」**

(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業団が行った最新の発掘調査の成果を出土品や写真で解説します。

令和3年度に発掘調査を行った村上市上野(かみの)遺跡(縄文時代)、阿賀野市山口遺跡(弥生時代～中世)、長岡市ササラ西遺跡(縄文時代・鎌倉時代～室町時代)、南魚沼市金屋遺跡(平安時代)、上越市下割(しもわり)遺跡(縄文時代～平安時代)を展示します。

初公開の出土品多数です！ぜひお越しください。

- 会 期：1月14日(金)～3月27日(日)
- 時 間：午前9時～午後5時
- 会 場：県埋蔵文化財センター
- 休館日：期間中休館日なし
- 観覧料：無料



【上越市下割遺跡の作業風景】

新潟県埋蔵文化財センター  
 住所 新潟市秋葉区金津93番地1  
 TEL 0250-25-3981  
 FAX 0250-25-3986  
 E-mail niigata@maibun.net  
 URL <https://www.maibun.net/>



まいぶんちゃん



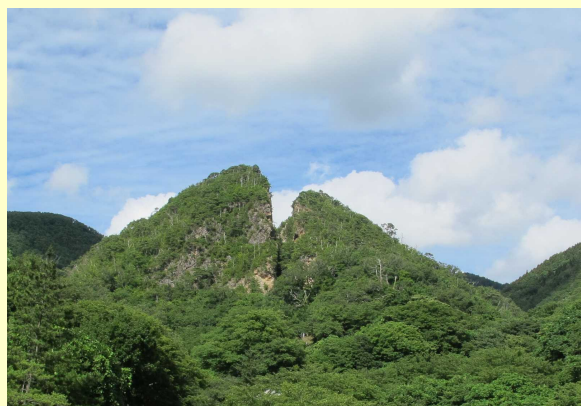
**佐渡を世界遺産に**

●文化行政課 世界遺産登録推進室  
**佐渡金銀山世界遺産登録推進講演会**

世界遺産登録を目指す佐渡金銀山についての理解を深めていただくため、歴史作家の河合敦氏による講演会を開催します。

- 日 付 2月13日(日)
- 時 間 午後1時30分～午後3時20分(予定)
- 会 場 新潟市民プラザ(新潟市中央区西堀通)
- 定 員 会場参集150名  
(このほか、オンライン(人数制限なし)による配信を行います。)
- 講 師 河合敦氏(歴史作家)
- 入場料 無料

※お申込みについては、文化行政課世界遺産登録推進室までお問い合わせください。  
 ※新型コロナウイルスの感染拡大等により、開催内容を変更する場合があります。



【道遊の割戸】

新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室  
 住所 新潟市中央区新光町4-1  
 TEL 025-280-5726  
 メール ngt500080@pref.niigata.lg.jp  
 URL <https://www.sado-goldmine.jp/>

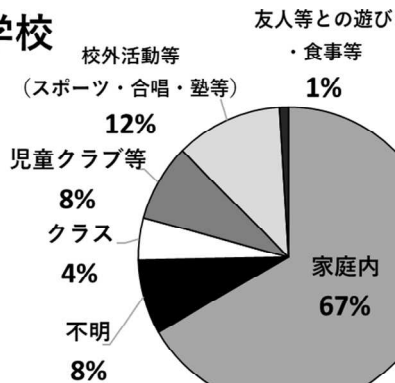
# 新型コロナウイルス感染症に関するトピックス④

～児童生徒の感染傾向～ ※特別掲載

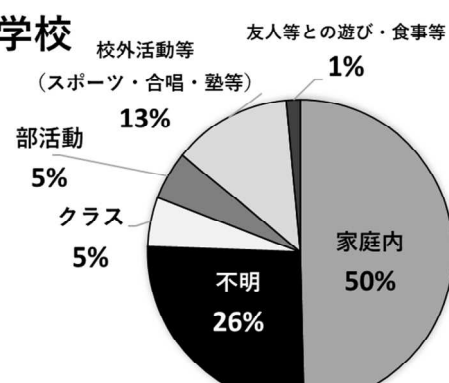
保健体育課

○新潟県の児童生徒の感染経路  
(R3年4月1日～11月11日)

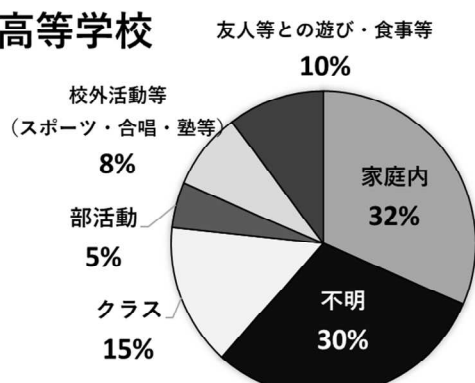
## 小学校



## 中学校

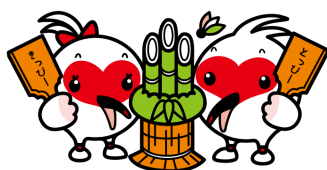


## 高等学校



- ・どの校種でも家庭内感染が一番多い。
- ・年代が上がるにつれ、感染経路不明の割合が増え、高等学校では、家庭内感染とほぼ同じ割合となっている。
- ・学校内や、学校外における友人との遊び、食事等による感染も、年代が上がるにつれ増えている。

学校内だけでなく、学校外においても、感染症対策を自ら実践できるようになることが大切です。



※PDFファイルで御覧の方は、下線部(Webページアドレス)をクリックすると、直接該当Webページにジャンプしますので御活用ください。

※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。  
「新潟県 教育月報」で検索してください。

教育月報

発行所 新潟県教育庁総務課  
所在地 〒950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5587  
FAX 025-285-3766  
E-mail [ngt500010@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt500010@pref.niigata.lg.jp)  
URL

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/>  
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください  
<無断転載を禁ず>